



二戸労基署ニュース

2014年10月号

岩手県最低賃金改定【時間額 678円】

岩手県最低賃金が改定され、平成26年10月4日
から 時間額 678円 になります。

パートタイム、アルバイト等を含む雇用する労働者に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

平成26年10月4日以降に労働した賃金を時間額678円以上としないと最低賃金違反となりますので点検をお願いします。



労働安全衛生法が改正されます。

改正労働契約法が平成26年6月25日に公布されました。主なものは次のものです。

1 化学物質のリスクアセスメントの実施

一定の危険性・有害性が確認されている物質(640物質)による危険性又は有害性の等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務になります。 **施行期日:平成28年6月までに施行**

2 ストレスチェック及び面接指導の実施

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務になります。(労働者50人未満は事業場は当分の間は努力義務) **施行期日:平成27年12月までに施行**

3 受動喫煙防止措置の努力義務

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場に応じて適切な措置(全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙等)を講じることが事業者の努力義務となります。 **施行期日:平成27年6月までに施行**

年次有給休暇取得に向けた環境作りに取り組みましょう

WLB推進官民トップ会議において策定された、「仕事と生活の調和憲章」等において、2020年までの目標値として、年次有給休暇の取得率を70%とすることが掲げられています。

厚生労働省は、労使で話し合いを促進のため10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、広報活動を行っています。なお、年休の効果は心身のリフレッシュ、モチベーションのアップ・作業効率の向上、アイデアの創造 過重労働のメンタル不調の予防、人材の確保・定着等があります。



「労働災害発生状況(平成26年1月~9月)」

・ 死亡労働災害 : 0件 (前年比 - 5件) ・ 休業 4日以上 : 87件 (前年比 - 12件)

県内全体では、死傷者数は増加しています。次の取組をお願いします。

経営首脳の安全所信表明 朝礼等で作業の安全性を確認し、意思統一し意識高揚を図る。

雇い入れ時、職種別など効果的安全衛生教育の実施 安全管理体制・活動の見直し活性化を図る。

=====

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。